

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

- 建築基準法による道路の指定の変更……………  
…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…  
一 告 示 (教)
- 平成十七年東京都教育委員会告示第二十四号(都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例による年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部改正…  
二
- 平成十九年東京都教育委員会告示第九号(都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第十四条第二項第二号並びに都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則第六条の七及び第六条の八の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金の額に乘ずる率)の一部改正…  
二 告 示 (選)
- 東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……………  
五
- 東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………  
六

○ 東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………  
六

公 告

○ 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)…  
六

○ 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要(一)(件)……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…  
七

告 示

● 東京都告示第七百九十四号  
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年六月二十八日  
東京都多摩建築指導事務所長

名 取	申 明
変更に係る道路の種類	変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
変更年月日	
路の位置	

法第四十二条 令和五年六月八日 (一) 次に掲げる地番の全  
第一項第四号 月八日 部 昭島市中神  
の規定による 昭島市中神

町字新畑千百	幅員
三十九番四十一地先、千四百七十七番五十九、同番七十一及び千四百六十六番二地先	五〇〇
(二) 次に掲げる地番の一	四〇〇
昭島市中神町字新畑千百三十九番四十一、千四百七十三、同番四、同番十一、同番七十、千四百四十八番四、同番五、同番三十四、同番三十九、同番四十二、同番四十三、同番六十四、同番七十八、同番八十二、同番九十三、同番九十九から同番百二まで、同番百五、同番百七から同番百九まで、同番百十七、同番百十九、同番百二十九、同番百四十六、同番百四十七、同番百五十一、	六〇〇

告 示 (教)

同番百五十二、  
千百五十三番  
一、同番二、  
同番四、同番  
五、同番十四、  
同番十五、千  
百六十一番四  
十四、千百六  
十五番十三、  
千百六十六番  
一、同番二、  
千二百三十七  
番十及び千二  
百五十六番二

●東京都教育委員会告示第三十号

平成十七年東京都教育委員会告示第二十四号(都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例による年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部を次のように改正する。

令和五年六月二十八日

東京都教育委員会

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	五、六九一円	一三、二〇七円
二十五歳以上三十歳未満	六、一九四円	一四、四一〇円
三十歳以上三十五歳未満	六、五七四円	一七、〇六七円
三十五歳以上四十歳未満	六、七八二円	一九、四五七円
四十歳以上四十五歳未満	七、一三九円	二一、二五八円
四十五歳以上五十歳未満	七、二二二円	二二、四四四円

五十歳以上五十五歳未満 七、一〇九円 二四、六二五円  
 五十五歳以上六十歳未満 六、六九八円 二四、八六三円  
 六十歳以上六十五歳未満 五、六五一円 二一、二四五円  
 六十五歳以上七十歳未満 三、九八〇円 一五、八二七円  
 七十歳以上 三、九八〇円 一三、二〇七円

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の最低限度額欄及び最高限度額欄の規定は、令和五年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

●東京都教育委員会告示第三十一号

平成十九年東京都教育委員会告示第九号(都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第十四条第二項第二号並びに都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則第六条の七及び第六条の八の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金の額に乘ずる率)の一部を次のように改正する。

令和五年六月二十八日

東京都教育委員会

表を次のように改める。

ま月平平平 で三成一成 十八日七 一年か年 日三ら四	ま月平平平 で三成一成 十七日六 一年か年 日三ら四	ま月平平平 で三成一成 十六日五 一年か年 日三ら四	ま月平平平 で三成一成 十五日四 一年か年 日三ら四	ま月平平平 で三成一成 十四日三 一年か年 日三ら四	ま月平平平 で三成一成 十三日二 一年か年 日三ら十	期 間 の 区 分
率学 校薬 劑師 の	校学 校歯 科医 及 び 率学	率学 校薬 劑師 の	校学 校歯 科医 及 び 率学	率学 校薬 劑師 の	校学 校歯 科医 及 び 率学	年と師 数し又 ては、 の薬 経劑 験師 医
一・二二	一・〇八	一・二四	一・一〇	一・二七	一・一二	未五
一・二四	一・一七	一・二六	一・一九	一・二九	一・二二	満年
一・二六	一・二四	一・二七	一・二六	一・三〇	一・一九	未十以五 満年上
一・二二	一・〇八	一・一四	一・一〇	一・一六	一・一二	未十以十 五満年上
一・〇七	一・〇一	一・〇八	一・〇二	一・一〇	一・〇四	未二以十 五満年上
〇・九九	〇・九六	一・〇〇	〇・九七	一・〇二	〇・九九	未二以二十 五満年上
						一 以 十五 上

一年ら四平 日三平月成 ま月成十一 で三十日四 十五か年	一年ら四平 日三平月成 ま月成十三 で三十日十 十四か年	一年ら四平 日三平月成 ま月成十二 で三十日十 十三か年	一年ら四平 日三平月成 ま月成十一 で三十日十 十二か年	日三平月平 ま月成十日 で三十日十 一年か年 一年ら四	ま月平平平 で三成一成 十日九 一年か年 日三ら四	ま月平平平 で三成一成 十九日八 一年か年 日三ら四	
率学 校薬 劑師 の	校学 校歯 科医 及 び 率学	率学 校薬 劑師 の	校学 校歯 科医 及 び 率学	率学 校薬 劑師 の	校学 校歯 科医 及 び 率学	率学 校薬 劑師 の	校学 校歯 科医 及 び 率学
一・一八	一・〇五	一・一八	一・〇五	一・一八	一・〇五	一・二一	一・〇七
一・一六	一・〇二	一・一六	一・〇二	一・一六	一・〇二	一・一九	一・〇五
一・一〇	〇・九九	一・一〇	〇・九九	一・一〇	〇・九九	一・一三	一・〇二
一・〇六	〇・九四	一・〇六	〇・九四	一・〇六	〇・九四	一・〇九	〇・九六
一・〇一	〇・九〇	一・〇一	〇・九〇	一・〇一	〇・九〇	一・〇四	〇・九二
〇・九五	〇・八九	〇・九五	〇・八九	〇・九五	〇・八九	〇・九七	〇・九〇

平成二十一年三月一日から平成二十二年三月一日までの平均	平成二十一年三月一日から平成二十二年三月一日までの平均	平成二十一年三月一日から平成二十二年三月一日までの平均	平成二十一年三月一日から平成二十二年三月一日までの平均	平成二十一年三月一日から平成二十二年三月一日までの平均	平成二十一年三月一日から平成二十二年三月一日までの平均	平成二十一年三月一日から平成二十二年三月一日までの平均
学術校薬剤師の率	学校歯科医及び歯科医の率	学術校薬剤師の率	学校歯科医及び歯科医の率	学術校薬剤師の率	学校歯科医及び歯科医の率	学術校薬剤師の率
1.20	1.07	1.20	1.07	1.20	1.07	1.20
1.18	1.05	1.18	1.05	1.18	1.05	1.18
1.09	1.03	1.09	1.03	1.09	1.03	1.09
1.08	1.01	1.08	1.01	1.08	1.01	1.08
1.05	1.01	1.05	1.01	1.05	1.01	1.05
1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01

平成十九年三月八日から平成二十年三月八日までの平均	平成十九年三月八日から平成二十年三月八日までの平均	平成十九年三月八日から平成二十年三月八日までの平均	平成十九年三月八日から平成二十年三月八日までの平均	平成十九年三月八日から平成二十年三月八日までの平均	平成十九年三月八日から平成二十年三月八日までの平均	平成十九年三月八日から平成二十年三月八日までの平均
学術校薬剤師の率	学校歯科医及び歯科医の率	学術校薬剤師の率	学校歯科医及び歯科医の率	学術校薬剤師の率	学校歯科医及び歯科医の率	学術校薬剤師の率
1.04	1.04	1.05	1.06	1.06	1.07	1.07
1.03	1.03	1.04	1.04	1.04	1.05	1.05
1.02	1.02	1.02	1.02	1.01	1.03	1.03
1.01	1.01	1.01	1.01	0.99	1.01	1.01
1.00	1.00	1.01	1.01	0.99	1.01	1.01
1.00	1.00	1.01	1.01	0.99	1.01	1.01

令和五年六月十五日 から 令和五年六月三十日 まで	令和五年四月一日 から 令和五年六月三十日 まで	令和五年三月一日 から 令和五年六月三十日 まで	令和五年三月一日 から 令和五年六月三十日 まで	令和五年三月一日 から 令和五年六月三十日 まで	令和五年三月一日 から 令和五年六月三十日 まで	令和五年三月一日 から 令和五年六月三十日 まで	令和五年三月一日 から 令和五年六月三十日 まで	令和五年三月一日 から 令和五年六月三十日 まで	令和五年三月一日 から 令和五年六月三十日 まで	令和五年三月一日 から 令和五年六月三十日 まで	令和五年三月一日 から 令和五年六月三十日 まで	令和五年三月一日 から 令和五年六月三十日 まで	令和五年三月一日 から 令和五年六月三十日 まで
率 校 薬 劑 師 の	率 校 薬 劑 師 の	率 校 薬 劑 師 の	率 校 薬 劑 師 の	率 校 薬 劑 師 の	率 校 薬 劑 師 の	率 校 薬 劑 師 の	率 校 薬 劑 師 の	率 校 薬 劑 師 の	率 校 薬 劑 師 の	率 校 薬 劑 師 の	率 校 薬 劑 師 の	率 校 薬 劑 師 の	率 校 薬 劑 師 の
1 ・ 0 1	1 ・ 0 2	1 ・ 0 1	1 ・ 0 2	1 ・ 0 1	1 ・ 0 2	1 ・ 0 2	1 ・ 0 2	1 ・ 0 3	1 ・ 0 3	1 ・ 0 3	1 ・ 0 3	1 ・ 0 3	1 ・ 0 3
1 ・ 0 1	1 ・ 0 2	1 ・ 0 1	1 ・ 0 2	1 ・ 0 1	1 ・ 0 2	1 ・ 0 2	1 ・ 0 2	1 ・ 0 3	1 ・ 0 3	1 ・ 0 3	1 ・ 0 3	1 ・ 0 3	1 ・ 0 3
1 ・ 0 0	1 ・ 0 0	1 ・ 0 0	1 ・ 0 0	1 ・ 0 0	1 ・ 0 0	1 ・ 0 0	1 ・ 0 0	1 ・ 0 0	1 ・ 0 0	1 ・ 0 0	1 ・ 0 0	1 ・ 0 0	1 ・ 0 0
1 ・ 0 0	1 ・ 0 0	1 ・ 0 0	1 ・ 0 0	1 ・ 0 0	1 ・ 0 0	1 ・ 0 0	1 ・ 0 0	1 ・ 0 0	1 ・ 0 0	1 ・ 0 0	1 ・ 0 0	1 ・ 0 0	1 ・ 0 0
1 ・ 0 0	1 ・ 0 0	1 ・ 0 0	1 ・ 0 0	1 ・ 0 0	1 ・ 0 0	1 ・ 0 0	1 ・ 0 0	1 ・ 0 0	1 ・ 0 0	1 ・ 0 0	1 ・ 0 0	1 ・ 0 0	1 ・ 0 0
1 ・ 0 0	1 ・ 0 0	1 ・ 0 0	1 ・ 0 0	1 ・ 0 0	1 ・ 0 0	1 ・ 0 0	1 ・ 0 0	1 ・ 0 0	1 ・ 0 0	1 ・ 0 0	1 ・ 0 0	1 ・ 0 0	1 ・ 0 0

附則

- この告示は、公布の日から施行する。
- この告示による改正後の乗ずる率の規定は、令和五年四月一日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金の額の計算における平成二十年十月から令和五年三月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金の額又は平成二十年十月一日から令和五年三月三十一日までに支給すべき事由が生じた障害補償年金前払一時金若しくは遺族補償年金前払一時金の額について適用する。
- 適用日前に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金の額の計算における平成二十年十月から令和五年三月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金の額については、なお従前の例による。

告示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第六十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和五年六月二十八日

東京都選挙管理委員会

二二九、七二〇

●東京都選挙管理委員会告示第六十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和五年六月二十八日

東京都選挙管理委員会

一、五三五、七四八

●東京都選挙管理委員会告示第七十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和五年六月二十八日

東京都選挙管理委員会

選挙区名	数
十代田区選挙区	18,228
中央区選挙区	46,767

港区選挙区 68,498

新宿区選挙区 91,463

文京区選挙区 61,732

台東区選挙区 57,535

墨田区選挙区 78,605

江東区選挙区 138,017

品川区選挙区 112,737

目黒区選挙区 78,141

大田区選挙区 169,331

世田谷区選挙区 195,002

渋谷区選挙区 64,240

中野区選挙区 94,155

杉並区選挙区 147,589

豊島区選挙区 77,228

北区選挙区 96,550

荒川区選挙区 57,142

板橋区選挙区 145,490

練馬区選挙区 169,785

足立区選挙区 161,554

葛飾区選挙区 127,329

江戸川区選挙区 159,325

八王子市選挙区 145,644

立川市選挙区 51,724

武蔵野市選挙区 41,495

三鷹市選挙区 52,784

青梅市選挙区 37,364

府中市選挙区 71,971

昭島市選挙区 31,660

町田市選挙区 120,536

小金井市選挙区 34,636

小平市選挙区 53,995

日野市選挙区 52,268

西東京市選挙区 57,235

西多摩選挙区 68,481

南多摩選挙区 67,406

北多摩第一選挙区 85,749

北多摩第二選挙区 57,149

北多摩第三選挙区 89,965

北多摩第四選挙区 53,617

島部選挙区 6,819

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年六月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称 許可を受けた者の  
住所及び氏名

国立市大字谷保字天神下六百  
七十四番 新宿区高田馬場三丁目四十  
六番二十五号  
アイデイホーム株式会社  
代表取締役 富田 博文

東大和市奈良橋二丁目四百二  
十三番一、四百二十四番の一  
部、同番二及び同番三の一部 東大和市上北台三丁目四百  
十一番地一  
株式会社ティエラ

<p>日野市落川三百三十一番一 代表取締役 東宮 博士 武蔵野市境二丁目二番二号 株式会社飯田産業 代表取締役 築地 重彦</p> <p>東大和市中央一丁目五百四十三番一 練馬区石神井町二丁目二十六番十一号 一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美</p> <p>青梅市師岡町一丁目百六十四番二、同番二地先、同番三及び百六十五番二 青梅市藤橋一丁目四百七十七番地十九 有限会社大野ハウジング 取締役 澤田 亮</p> <p>青梅市大門二丁目百九十三番及び百九十四番 練馬区石神井町二丁目二十六番十一号 一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美</p> <p>西東京市芝久保町五丁目二二七番一 濱野 智治</p> <p>西東京市向台町四丁目千二百六十番二 杉並区阿佐谷南三丁目三十五番二十一号 株式会社細田工務店 代表取締役 野村孝一郎</p> <p>多摩市関戸一丁目二十番二(第二工区) 中央区八重洲一丁目九番九号 東京建物株式会社 代表取締役 野村 均</p> <p>西東京市芝久保町四丁目二十六番三号 株式会社東栄住宅 代表取締役 佐藤 千尋</p> <p>新宿区新宿三丁目一番二四号 京王電鉄株式会社 代表取締役 都村 智史</p> <p>港区赤坂二丁目九番十一号 伊藤忠都市開発株式会社</p>	<p>多摩市連光寺二丁目七番一及西東京市東伏見三丁目六番十九号 タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。</p> <p>令和五年六月二十八日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 店舗名 ヒューリック志村坂上</p> <p>二 店舗所在地 板橋区前野町三丁目二十番一号</p> <p>三 設置者名 ヒューリック株式会社</p> <p>四 意見</p> <p>ア 聴取者 板橋区長</p> <p>イ 概要 意見なし</p> <p>ウ 收受日 令和五年六月八日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 令和五年六月二十八日から同年七月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について</p>	<p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第二項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見書の提出があったので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。</p> <p>令和五年六月二十八日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 店舗名 (仮称)ベルク練馬高松店</p> <p>二 店舗所在地 練馬区高松三丁目三千六百八十二番地一ほか三筆</p> <p>三 設置者名 高山 貢ほか一名</p> <p>四 意見書</p> <p>ア 提出者及び住所 個人 練馬区在住</p> <p>イ 概要</p> <p>(ア) 調理場の移動を要望</p> <p>(イ) 住宅地側の駐輪場の閉鎖を要望</p> <p>(ウ) 営業時間の見直しを要望</p> <p>(エ) 荷さばきを行う時間帯の見直しを要望</p> <p>(オ) 駐車場入口警備員の常駐を要望</p> <p>ウ 收受日 令和五年六月五日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 令和五年六月二十八日から同年七月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>一 店舗名 (仮称)ベルク練馬高松店</p>
---	--	---

二 店舗所在地 練馬区高松三丁目三千六百八十二番地

一ほか三筆

三 設置者名 高山 貢ほか一名

四 意見書

ア 提出者及び住所

個人  
練馬区在住

イ 概要

(ア) 住宅密集側にある調理場の設置見直し  
(イ) 深夜に及ぶ営業時間の見直し  
(ウ) 周辺交通事情を無視した自動車・自転車出入口の設置・管理の見直し

令和五年六月五日

東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

令和五年六月二十八日から同年七月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

五 縦覧場所

六 縦覧期間

七 縦覧時間

発行所  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 (代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001



リサイクル適性